

## 学習評価の充実を見据えた的確な実態把握のポイント

新型コロナウイルス感染拡大予防等に関連して、県内でもほとんどの学校が3月から順に休校となり、子どもたちの心身の健康が心配されるところです。子どもたちは、いつもどおり先生やたくさんの友達と出会って一緒に勉強したり、活動したり、遊んだりすることを待ち遠しく感じていることだと思います。

新しい学年で子どもたちが生き生きと学校生活が送れるよう、昨年度までの引き継ぎを踏まえ、児童生徒の特性や個性を理解して、今後の指導・支援を進めることができるように準備にあたりましょう。今回は、指導・支援のもととなる実態把握のポイントをあげています。最後には、参考として学習評価についても紹介していますので、指導に生かしてください。

### 1 幼児児童生徒の実態把握

幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた授業を実施するためには、個々の障害の状態や発達段階や特性を的確に把握することが大切です。実態把握とは、支援を必要としている幼児児童生徒を理解するため、様々な角度から情報を収集し、その結果を総合的に整理・理解していく過程のことであり、アセスメントともいわれます。

### 2 生徒指導の観点からの児童生徒理解

生徒指導において把握することが求められているものとして、身体的能力、学力などの能力の側面、性格、興味、要求、悩みなどの心理的側面、交友関係、家庭環境を中心とした環境の側面があります。さらに、今日の幼児児童生徒の生活実態などの現状と課題を踏まえ、就寝時間や朝食摂取、日常的なスポーツ活動などの基本的な生活習慣、家庭での人間関係、地域での人間関係、友人関係、日常的な自然体験や直接体験の有無、情報メディアへの接触状況なども把握する必要があります。

これらの基本的な情報とともに、その他必要な事項を、以下の方法を用いて収集し、よりよい児童生徒理解につなげていくことが求められます。

### 3 アセスメント

アセスメントは、主に観察法、面接法、検査法の3つの方法に分類することができます。いくつかの方法を組み合わせ、幼児児童生徒の実態を総合的・多面的に理解し、個に応じた指導・支援に生かします。

#### (1) 観察法

対象幼児児童生徒が自然に過ごしている状態を観察する「自然観察法」と、時間や場面を任意に設定して行う「構造的観察法」があります。どちらも、遊びの様子、友達とのかかわり、環境への順応、授業中の姿勢、読み書きの状況、指示内容の理解の様子、注意や集中の度合、運動の様子、ルールの理解、集団への適応状況などを観察します。また、学級の掲示物や図画工作(美術)の作品などの成果物を見ることから、手指の器用さや感覚の特異性などの可能性をよみとることができます。

#### (2) 面接法

対象幼児児童生徒との面談では、質問の理解や回答の内容、表情及び話し方など

から状況を把握していきます。得意なことや不得意なこと、今、困っていることなど、本人がどのように感じているか、話せるかなど、様々な状況をうかがい知ることができます。

保護者からは、家庭での状況や生育歴、医療歴、療育など、心情に考慮して情報を聞き取ります。集団への適応状況に課題がある場合でも、家庭では特に問題がない場合があります。逆に、学校ではとてもよい子に振る舞っているのに、家庭では暴言を吐いたり、暴れたりするなど、学校と家庭で見せる姿が大きく異なる場合があります。このような場合には、その違いの原因を探ることで支援のヒントが見つかることもあります。

幼児児童生徒との面接と同様、保護者とのラポール<sup>※1</sup>の形成や傾聴の姿勢が大切になります。保護者も、面接の際には、批判されるのではないかなど不安や、子どもとの関係での悩みを抱えています。また、教員に対する不満を抱えている場合も少なくありませんが、その場合も反論ではなく、まず共感的な態度で傾聴することが大切です。

面接の目的や守秘義務については明確に伝えるべきですが、保護者から相談したことを幼児児童生徒には秘密にしてほしいと依頼される場合もあります。このとき、なぜ幼児児童生徒に知られたくないのかをよく理解し判断をすることが求められます。原則的には、幼児児童生徒に対して保護者との相談・面接の目的とその内容についてきちんと話すことが望まれます。

また、養護教諭や前担任など、対象の幼児児童生徒とかかわりのある教職員から情報を聞き取ることも、支援に役立つ大切な情報です。

#### ※1 ラポールとは

臨床心理学の用語で、心理療法を行う治療者とこれを受ける相談者との間に親密な信頼関係があり、心の通った状態にあることです。心理療法や調査・検査などを行う場面において重視すべき基本的な前提条件とされています。

### (3) 検査法

検査法には、「知能検査」や「発達検査」などがあります。教師や保護者の主観ではなく、客観的なデータとして捉えることができます。そのため、教育、医療、福祉などの様々な機関と共通に理解を図るための資料として、利用することができます。

検査には、資格を有した検査者が行うことが規定されているものや、長時間にわたるものがあります。いずれの場合にも、本人・保護者の同意を得た上で、幼児児童生徒の負担にならないような配慮をすることが大切です。

## 4 その他の情報収集の方法

### (1) 作品法

図画工作・美術・技術・家庭・体育・保健体育・音楽などを含む各教科や、総合的な学習の時間、各教育活動での作品、運動能力、自己表現を通して幼児児童生徒の理解につなげます。学習理解の状況や進度だけでなく、幼児児童生徒の心理状態の把握にも役立ちます。

日記、作文などは、対面では表現できない気持ちが表現される場でもあり、教員

として相互にコミュニケーションできる場でもあります。書かれている内容だけでなく、文字の大きさ、丁寧さも心理状態を表していることがあります。解釈や教員からのコメントなどには、学習指導の側面のほかに、面接法と同様に、冷静で共感的な態度が求められます。

書かれている内容によっては、面接の必要性が生じたり、日々の観察に新たな視点が加えられたりします。

## (2) 事例研究（検討）法

幼児児童生徒の蓄積された事例を基に理解を深めていく方法です。この事例は、日々の観察記録、面接記録、調査結果、他の機関などからの情報を基に構成されます。対象の幼児児童生徒について、複数の教員が持ち寄った資料を分析・検討して適切な指導を考えることとなります。

この方法は、事例検討会を開き、問題を共有することが基本となります。当事者の立場で課題への対応策を考えることを通して、分析力や思考力を高めていくことが期待されます。注意点は、事例検討会の目的が事例研究に終始してしまうことなく、幼児児童生徒の的確な理解、資料の共有に基づいた組織的な生徒指導の促進が目的であることを常に忘れずにいることです。いわゆる、校内委員会がこれに相当すると考えてよいでしょう。

## 5 連携と情報共有

収集した資料は教員個人で所有するだけでなく、目的に応じて整理し、教員同士の情報共有や、個別の教育支援計画での活用などで、地域、各機関との行動連携につながるような情報の共有が求められる場合があります。

幼小連携、小中連携、中高連携の重要性が増す中で、その間での情報の共有も不可欠となります。連携先の教員からの間接的情報とともに、直接観察して得られる資料も役立ちます。

学外との行動連携をより有効なものとし、有効なサポートチームを形成するためには、日ごろから学校と家庭・地域とが幼児児童生徒について情報交換を行う必要があります。地域に対しては、PTA組織を通じて積極的に働きかけ、学校に来てもらう機会をつくったり、学校評議員制度や学校モニター制度を導入し、地域住民からの意見や情報を積極的に収集します。

医療機関による「診断」は、短期的・長期的な生活指導、学習指導、生徒指導の方針の決定に重要な情報となります。医療との連携を必要とする場合には、本人や保護者の了解を得た上で、あるいは本人・保護者・教員が同席して主治医等と相談して対応方針を決めていきます。

また、警察との情報共有では、日常的な情報共有や相談の体制を整えるとともに、幼児児童生徒の安全確保のため、緊急の通報への対応の体制も別途整えることが有効です。

## 6 引継ぎ

各学年進級の際の引継ぎだけでなく、幼稚園等から受けてきた支援を小学校で、小学校で行われた指導の工夫を中学校へと受け継ぐことは、進学後の困難さを軽減することにつながります。同様に、中学校における適切な支援や配慮の内容が、高等学校の指導や対応においても参考になります。

そこで、これらに関するツールとして、個別の教育支援計画、個別の指導計画、中学校・高等学校連携シートを参考として紹介します。なお、これらは、児童生徒の実態に応じて様式を工夫するなど、各学校によって工夫をして作成、活用してください。

- ◆個別の教育支援計画（様式例）
- ◆個別の指導計画（様式例）
- ◆中学校・高等学校連携シート
- ◆リーフレット「中学校と高等学校の連携を図った特別支援教育の推進」

なお、個別の指導計画の作成については、「今月のなるほど」バックナンバー2019年度5月号「個別の指導計画を作ろう・見直そう ～実態やニーズの再確認～」を参考にしてください。

また、県内の特別支援学校で使用されている、個別の教育支援計画、個別の指導計画のそれぞれの計画様式は、このHPの「ライブラリー」コーナーに掲載しています。各校から情報提供いただきましたので、様式作成の参考にご活用ください。

→「ライブラリー」<https://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/tokucen-bo/htdocs/library/>

## 7 指導と評価の一体化

学習評価は、「児童生徒にどのような力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返り、次の学習に向かうことができるようにするためのものです。

評価に当たっては、教師が児童生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、自分自身の目標や課題をもって学習を進めていけるように、評価を行うことが大切です

また、他者との比較ではなく児童生徒一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたって児童生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にすることも重要です。

そのためにも、多面的・多角的な実態把握が重要であり、適切な目標設定のもと、必要な指導や支援を行います。

## 8 学習評価の充実

育成を目指す資質・能力の3つの柱に基づいた目標や内容の再整理を踏まえて、観点別学習状況の評価の観点が、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理されました。



## (1)「知識・技能」の評価

○個別の知識及び技能の習得状況について評価します。

○それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、概念等として理解したり、技能を習得したりしているかについて評価します。

## (2)「思考・判断・表現」の評価

○各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価します。

## (3)「主体的に学習に取り組む態度」の評価

○知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で、自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価します。

観点別学習状況の評価については、毎回の授業ではなく、原則として単元や題材などの内容や時間のまとまりごとに、それぞれの実現状況を把握できる段階で行うなど、その場면을精選することが重要です。

学習評価は、日々の授業の中で児童生徒の学習状況や変容を適宜把握して指導の改善に生かすことが重要です。

◆【参考】各教科等・各学年等の評価の観点及びその趣旨（小・中学校、特別支援学校小・中学部）

◆【参考】各教科等・各学年等の評価の観点及びその趣旨（高等学校、特別支援学校高等部）

## &lt;参考資料&gt;

○小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編 平成29年7月

○中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編 平成29年7月

○高等学校学習指導要領解説（平成30年告示）解説総則編 平成30年7月

○特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）平成30年3月

○学習評価の在り方ハンドブック 文部科学省国立教育政策研究所教育課程研究センター 令和元年6月

○生徒指導提要 文部科学省 平成22年3月

○特別な支援が必要な生徒のために～中学校から高等学校への支援の引継ぎの手引き～兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課 平成29年11月

○中学校と高等学校の連携を図った特別支援教育の推進～ガイドライン・連携シート等の効果的な活用による中学校から高等学校への確実な引継ぎ～ 兵庫県教育委員会 平成30年3月

○小学校・中学校教職員のための特別支援教育ハンドブック 兵庫県立特別支援教育センター 平成31年3月

○令和元年度兵庫県特別支援学校教務担当者等研究協議会配布資料「障害のある児童生徒の学習評価の考え方」文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 令和2年1月24日